

原規規発第2510291号

令和7年10月29日

「原子力施設上空の飛行を認めた場合の連絡について」
の運用改善について

別記 宛て（各通）

原子力規制庁 原子力規制部
原子力規制企画課長

貴社の有する原子力施設について、当該施設の敷地上空又は敷地上空に進入するおそれがある範囲（以下「原子力施設付近」という。）であり、かつ、航空機落下等により原子力施設の安全性に影響を与えるおそれがある航空機の飛行を認めた場合について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止の観点から、航空機落下等によるリスクをより一層低減させるため、下記のとおり対応することを求めます。

なお、本件については、「原子力施設上空の飛行を認めた場合の連絡について（平成13年4月2日付 経済産業省 原子力安全・保安院）」の運用改善を図るものです。

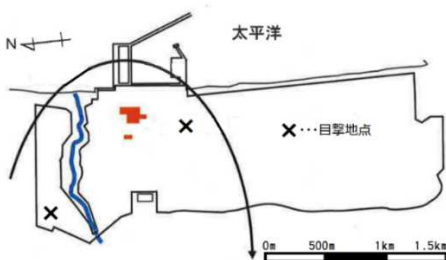
記

- 一. 原子力施設付近において、原子力施設の安全性に影響を与えるおそれがある航空機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）が対象とする小型無人機等を除く。）の飛行（ヘリコプター等による旋回や通過等）が確認された場合（ただし、原子力施設の安全確保（防災訓練や緊急時対応等）、救命救護、警備等に必要な飛行を除く。）には、様式及び別紙の連絡方法にしたがい、原子力規制庁関係部門に対し情報提供すること。なお、提供のあった情報については、原子力規制庁から関係省庁に提供する。

別記

	宛先
1	北海道電力株式会社
2	電源開発株式会社
3	東京電力ホールディングス株式会社
4	東北電力株式会社
5	日本原子力発電株式会社
6	中部電力株式会社
7	北陸電力株式会社
8	関西電力株式会社
9	中国電力株式会社
10	四国電力株式会社
11	九州電力株式会社
12	日本原燃株式会社
13	リサイクル燃料貯蔵株式会社
14	東芝エネルギーシステムズ株式会社
15	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
16	三菱原子燃料株式会社
17	原子燃料工業株式会社
18	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
19	国立大学法人東京大学
20	学校法人近畿大学
21	国立大学法人京都大学

原子力施設付近における航空機の飛行を認めた場合の連絡票

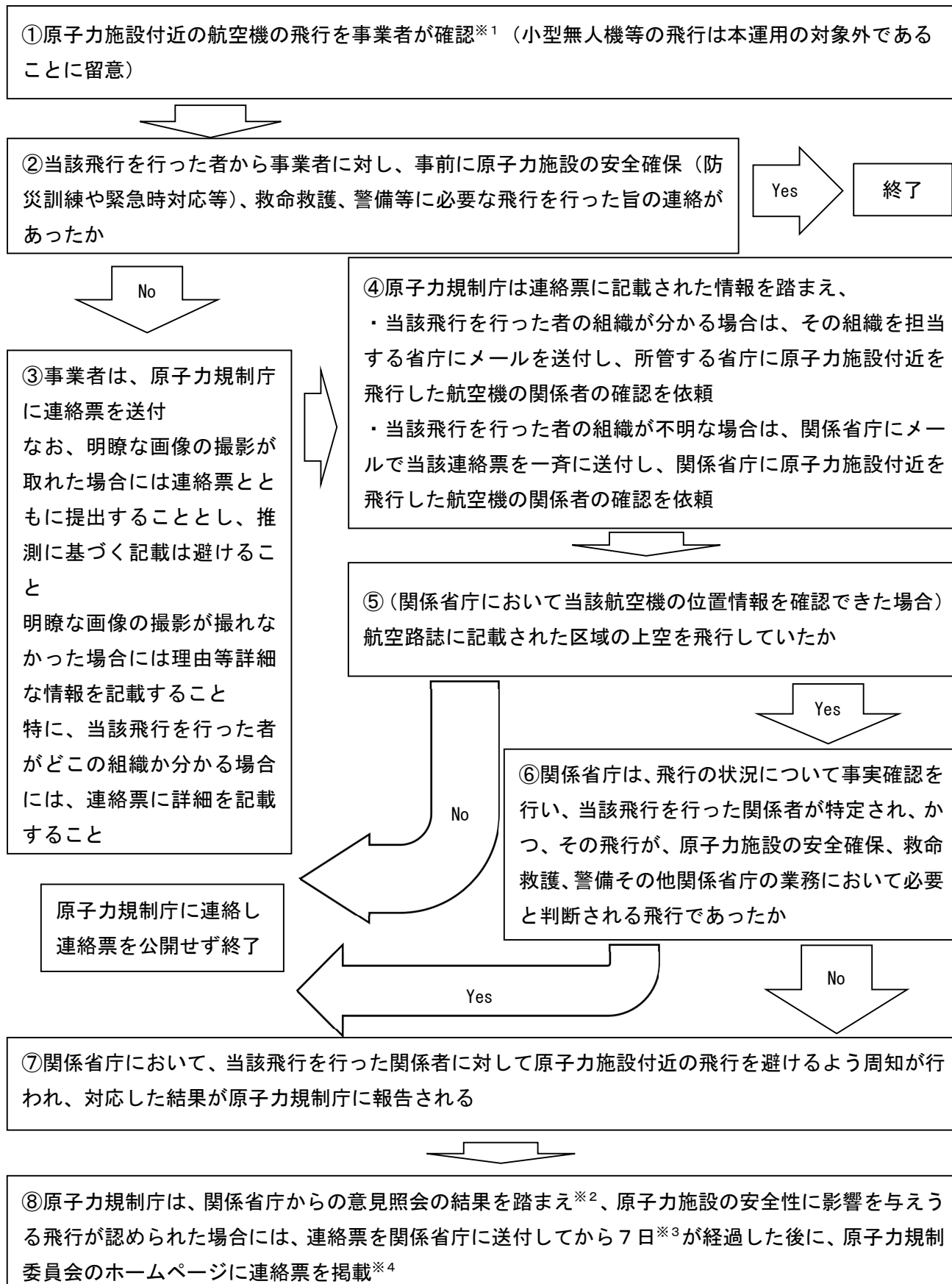
事業所名		〇〇電力・〇〇原子力発電所
航空機の飛行が 確認された時間帯		〇〇〇〇年〇月〇日(〇) 〇時〇分～〇時〇分頃
飛行 状況	敷地図面	※公表可能なものを添付すること。 ※原子力施設付近の上空であることがわかるよう明示すること。 ※航空機の飛行ルートを矢印で記載し、確認者の位置を「×」で記入すること（旋回した場合は、その事実もわかるように矢印で示す。） ※写真を撮影した場合は撮影位置と方向を「→」で記入すること。 
	確認者の位置	※図示した位置について簡潔に記載すること（例：正門付近 等）。
	推定飛行経路	少なくとも以下の情報について記載すること。 ※旋回の有無。旋回した場合は回数を含む。 ※飛行が確認された区域（例：〇〇施設周辺 等）。
	航空機の特徴	<u>1. 航空機の種類と数</u> ※敷地上空をヘリコプター等が旋回する等、原子力施設の安全性に影響を与えるおそれのある飛行を報告対象とする（原子力施設の安全確保（防災訓練や緊急時対応等）、救命救護、警備等に必要な飛行は報告対象外であることに留意。）。 ※本報告は平時からのリスク低減を目的としているため、航空機の墜落等の事象が発生し原子炉施設に影響を与えうる場合については、本様式によらず、非常時の措置に係る対応手順によること。 ※写真（動画含む）がある場合は、本連絡票とともに提示すること。 <u>2. 航空機の特徴</u> ※機体記号、法人名、色、模様等について、事業者にて確認できた内容を記載すること（悪天候等により明瞭な写真等が撮影できず、航空機の特徴が判別困難な場合は、推測に基づく記載は避けること。また、撮影できなかった理由を記載すること。）。
	備考（クロノロジー等）	【記載例】〇時〇分頃 発電所上空を飛行するヘリコプターを確認 〇時〇分頃 敷地外（南東方向）への退去を確認

※受領した様式については、原子力規制委員会決定「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき原子力規制庁ホームページ等に公表する。

※本連絡票は公表するため、連絡先は関係省庁及び事業者を含めたリストとして別途整理することとし、本連絡票には記載しない。

※原子力規制庁へ連絡票を提出する期間については、3営業日を目安とする（休日に発見した場合は、休日後3営業日を目安として提出する。）。

原子力施設付近における航空機の飛行を認めた場合の連絡フローチャート



(連絡票の掲載後について)

原子力規制委員会ホームページに連絡票が掲載された後に当該飛行を行った関係者が特定され、⑥に示す必要な飛行ではない場合には、関係省庁は、原子力施設付近の飛行を避けるよう周知を行い、④、⑤、⑥、⑦と同様に対応した結果を原子力規制庁に連絡すること。なおその際、⑥に示す必要な飛行であることが確認できた場合であっても、原子力規制委員会ホームページに掲載した連絡票の取り下げは行わない。

(参 考) 各種航空機の担当省庁

民間機等	→ 国土交通省	消防防災関係	→ 消防庁
自衛隊、米軍関係	→ 防衛省	海上保安関係	→ 海上保安庁
警察業務関係	→ 警察庁	救急医療関係	→ 厚生労働省

※ 1 連絡票の提出不要と判断した原子力施設(敷地内に燃料が搬入されていない施設 等)については、当該連絡の運用適用時期を別途設定する

※ 2 当該飛行を行った関係者が特定されなかった場合においても原子力規制委員会のホームページに連絡票を掲載

※ 3 メールを受信時間の次の日から起算して、7 営業日が経過した時点。ただし、関係省庁が確認に時間を要すると連絡があった場合は期間の延長を検討すること

※ 4 原子力規制委員会決定「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」